

さいたま市指定管理者選定事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市公の施設の指定管理者の審査、選定等の事務の執行について、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集等)

第2条 指定管理者に公の施設を管理させようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者の指定を受けようとするものの募集を行うこととする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請資格
- (3) 申請受付期間
- (4) 申請の際に提出すべき書類の内容
- (5) 選定の基準
- (6) 管理の基準
- (7) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) 管理を行わせる期間
- (10) 前各号に定めるもののほか、別に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(申請書類等の取扱い)

第3条 受領した申請書類については、さいたま市行政手続条例（平成13年条例第22号）第7条の規定に準じ、取り扱うものとする。

2 さいたま市指定管理者審査選定委員会は、審査、選定等に当たり提案内容の確認等を行うため必要な場合には、申請受付期間終了後においても説明資料の追加、差替え等を申請者に対し求めることができる。

3 前項の規定により追加、差替え等を求めることができる説明資料は、提案金額及び事業計画書の内容に係る書類を除くものとする。

(指定管理者候補者の選定)

第4条 市長又は教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体の中から、指定管理者候補者の選定を行う。

(さいたま市指定管理者審査選定委員会の審査)

第5条 前条の選定に当たっては、さいたま市指定管理者審査選定委員会の審査を受けるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月12日決裁)

この要綱は、平成20年3月12日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。